

神戸市重度心身障害者介護手当支給要綱

昭和 48 年 7 月 26 日市長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、重度心身障害者（以下「重度障害者」という。）の介護者に重度心身障害者介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、当該介護者及び重度障害者の負担を軽減し、もって重度障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「重度障害者」とは、次の各号に該当する者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の所持者であって同法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の程度が 1 級若しくは 2 級に該当するもの、又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に規定する知的障害者更生相談所の長、精神科医若しくは神経科医により、重度知的障害と判定若しくは診断を受けた者。

(2) 居宅で 6 か月以上常時臥床の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある者又はこれと同様の状態にあると市長が認めた者。

2 この要綱において「介護者」とは、重度障害者を現に介護している者をいう。

(支給資格)

第 3 条 手当は、神戸市に住所を有する重度障害者が次の各号の要件に該当するときに、その介護者に支給する。

(1) 重度障害者が、65 歳未満であること。

(2) 過去 1 年間に於いて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）によるサービス（法第 6 条に規定する自立支援給付（自立支援医療費及び補装具費の支給を除く。）の対象となるサービスをいう。以下同じ。）を利用していないこと。ただし、過去 1 年間に於ける短期入所（法第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。）の利用日数が 7 日以内である場合を除く。

(3) 過去 1 年間に於いて、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 18 条第 1 号又は第 2 号に掲げる保険給付の対象となるサービスを利用していないこと。ただし、過去 1 年間に於ける同法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護及び同法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護の利用日数が合わせて 7 日以内である場合を除く。

(4) 前年の所得（1 月から 7 月までの間に手当を支給する場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）が国民年金法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「一部改正法」という。）附則第 32 条第 9 項の規定によりなお効力を有するものとされた一部改正法第 1 条の規定による改正前の国民年金法（昭和 32 年法律第 14 号。以下「旧法」という。）第 79 条の 2 第 5 項において準用する旧法第 66 条第 1

項に規定する額以下であること。

- (5) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にある者を含む。）の前年の所得及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として障害者の生計を維持するもの（以下「扶養義務者」という。）の前年の所得が、一部改正法附則第32条第9号の規定によりなお効力を有するものとされた旧法第79条の2第5項において準用する旧法第66条第2項に規定する額のうち、老齢福祉年金の全部について支給停止とされる額未満であること。

（支給申請）

第4条 手当の支給を受けようとする者は、神戸市重度心身障害者介護手当支給申請書（様式第1号）に以下に掲げる書類を添えて市長に申請し、その認定を受けなければならない。

- (1) 介護を受ける障害者の状況に関する申立書（様式第2号）
- (2) 重度障害者が身体障害者にあつては身体障害者手帳、知的障害者にあつては療育手帳、判定書又は診断書
- (3) 手当の振込みを希望する介護者名義の預金通帳等の写し（金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）
- (4) 申請月が1月から6月までの間であつて、申請月の前年1月1日現在において、重度障害者、配偶者又は扶養義務者（以下「重度障害者等」という。）が神戸市外に住所を有する場合にあつては、前々年の所得状況を証する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書
- (5) 申請月が7月から12月までの間にあつて、申請月の属する年の1月1日現在において、重度障害者等が神戸市外に住所を有する場合にあつては、前年の所得状況を証する市町村長の証明書

（受給資格の認定）

第5条 市長は、手当の支給申請があつた場合は、その内容を審査し、受給資格を有すると認定したときは、申請者に対し神戸市重度心身障害者介護手当支給認定通知書（様式第4号）を交付しこれを認定しないときは、神戸市重度心身障害者介護手当支給不承認通知書（様式第5号）を交付する。

（支給更新申請）

第6条 前条の規定により支給の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が引続き手当の支給を受けようとするときは、毎年7月1日から7月31日までの間に神戸市重度心身障害者介護手当支給更新申請書（様式第6号）に第4条第1号から第2号に定める書類及び以下に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 更新申請月の属する年の1月1日現在において、重度障害者等が神戸市外に住所を有する場合にあつては、前年の所得状況を証する市町村長の証明書

（支給期間及び手当額）

第7条 手当の支給期間は、受給者が手当の支給申請をした日の属する月の翌月から手当の支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

第8条 手当額は、重度障害者1人につき月額10,000円とする。

(支給期月)

第9条 手当は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれの前々月までの手当を支給する。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当はその支払期でない月であっても支払うことができる。

(受給資格の消滅)

第10条 受給資格は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 重度障害者が、市内に住所を有しなくなったとき
- (2) 重度障害者が死亡したとき
- (3) 重度障害者が入所施設に措置されたとき
- (4) 重度障害者が、病院、診療所（いずれも介護療養型医療施設を除く）に継続して3か月を超えて入院又は入所したとき
- (5) 受給者が手当の受給を辞退したとき
- (6) 受給者が介護をしなくなったとき
- (7) 重度障害者が第2条第1項第1号又は第2号の要件を備えなくなったとき
- (8) 重度障害者が第3条第1項第2号から第3号の要件を備えなくなったとき
- (9) 重度障害者が第3条第1項第4号又は第5号の要件を備えなくなったとき

(受給資格の適用除外)

第11条 第3条第1項第1号の規定は、介護者が第4条に定める申請を行い、第5条に定める受給資格の認定を受けたのちに重度障害者が65歳に達したときは、これを適用しない。

2 受給者は、前項の規定を満たした重度障害者が65歳に達した以降も、第6条に定める支給更新申請を行うことができる。

(支給申請の特例)

第12条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、65歳以上に達していても、介護者は第4条に定める申請を行うことができる。

- (1) 受給者が、第6条に定める支給更新申請を行わなかったことにより、受給資格を喪失したときで、重度障害者がその年の7月1日以降も継続して第2条第1項第1号及び第2号の要件を備えていると認められるとき。
- (2) 第10条第1項第3号から第6号まで及び第9号に該当して受給資格が消滅した後も、重度障害者が継続して第2条第1項第1号及び第2号の要件を備えていると認められるとき。
- (3) 重度障害者が市外から転入したときで、転入以前の地で65歳未満のときより継続して第2条第1項第1号及び第2号の要件を備えていると認められるとき。

(届出)

第 13 条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、各号に掲げる書類によりその旨を市長に届出なければならない。

(1) 受給資格がなくなった場合 神戸市重度心身障害者介護手当受給資格喪失届（様式第 7 号）

(2) 住所、氏名等を変更した場合 神戸市重度心身障害者介護手当変更届（様式第 8 号）

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 87 条に規定する届出義務者は、前項第 1 号の届をすみやかに市長に届出なければならない。

（未支払の手当）

第 13 条の 2 手当の受給者が死亡した場合においてその死亡した者に支払うべき手当でまだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者の配偶者及び扶養義務者で受給者の死亡の当時受給者と生計を同じくしていた者に神戸市重度心身障害者介護手当未支払請求書（様式第 9 号）に基づき支払うことができる。

（受給権の保護）

第 14 条 手当を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

（手当の返還）

第 15 条 市長は、受給者が次の各号の一に該当するときは、その者に対して支給を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた場合

(2) 前条の規定に違反した場合

(3) その他この要綱の趣旨に反すると市長が認めた場合

（補助執行）

第 16 条 この要綱に定める市長の事務は重度障害者の住所を管轄する福祉事務所長が行う。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和 48 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 昭和 48 年 8 月 1 日において現に第 3 条に定める手当の受給資格を備えている者が、同年 9 月 29 日までの間に第 4 条による申請をしたときは、その者に対する手当の支給は第 7 条の規定にかかわらず昭和 48 年 8 月 1 日からとする。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条の規定にかかわらず、昭和 61 年 3 月以前の月分の手当については、同年 4 月に支払うものとし、また、昭和 61 年 4 月分の手当については、同年 8 月に支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 11 条の規定は、この要綱の施行の時点において、重度障害者が 65 歳未満において、第 4 条に定める申請を行い、第 5 条に定める受給資格認定を受けたのち、継続して手当を支給されている受給者で、重度障害者が 65 歳以上に達している者についても、適用する。
- 3 第 5 条に定める神戸市重度心身障害者介護手当支給認定通知書（様式第 2 号）（3）中の文言にかかわらず、平成 12 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までに、第 4 条に定める申請を行い、第 5 条による受給資格の認定を受けた者についても、平成 12 年 7 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間に、第 6 条に定める申請をしなければならない。
- 4 平成 12 年 6 月 30 日までに、重度障害者が 65 歳に達した後に第 4 条に定める申請を行い、第 5 条による受給資格の認定を受けた者については、平成 12 年 7 月分まで手当を受給する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 7 月 31 日以前に利用した介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 18 条第 1 号又は第 2 号に掲げる保険給付の対象となるサービスは第 3 条第 1 項第 2 号の要件にかかわらないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月分として支給する手当から施行する。
- 2 平成 20 年 6 月 30 日以前に利用した障害者自立支援法によるサービスは第 3 条第 1 項第 2 号の要件にかかわらないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 8 月分として支給する手当から施行する。
- 2 平成 20 年 6 月 30 日以前に利用した重症心身障害児（者）通園事業は第 3 条第 1 項第 4 号の要件にかかわらないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。